

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 19 号に規定するかご漁業（たこかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）6 月 17 日

熊本県知事 木村 敬

### 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可を すべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	たこかご 漁業	別記 1 のとおり	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 天草市有明町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年（2025 年）6 月 17 日から令和 7 年（2025 年）7 月 18 日まで

### 3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和 7 年（2025 年）8 月 1 日から令和 10 年（2028 年）7 月 31 日 までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、300 個を超えてはならない。

ウ 敷設した漁具の浮標に他漁業と区別するために標識をつけなければならない。

## 別記 1

### 操業区域（大浦・須子）

次の基点 1、イ、ウ、エ、基点 3 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 天草市有明町（以下、「有明町」という。）大浦恵比須鼻

基点 2 熊本県漁場基点天第 96 号（有明町飛龍島北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 102 号（有明町須子と有明町赤崎との境界）

ア 基点 2 と上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）湯島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 19 度 58 分、900 メートルのところ

イ 基点 1 と大矢野町大矢野岳山頂に至る直線とア、ウを結んだ線との交点

ウ 有明町大浦恵比須鼻から大矢野町湯島山頂を見通した線上、恵比須鼻から 2,200 メートルのところ

エ 基点 3 と大矢野町湯島灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 341 度 45 分、2,200 メートルのところ